

米里中継ポンプ場井戸調査業務 仕様書

1 業務目的

当該施設の井戸においては、揚水される井水に砂利の混入が著しく、各機器への悪影響が確認されている。過年度の工事にて、ケーシングパイプの一部破損が確認されているが、井戸底部までの詳細調査が未実施である。本業務では、当該設備の詳細調査及び砂利の混入解消に向けた修繕内容の検討を目的とする。

2 業務場所

米里中継ポンプ場

札幌市白石区米里2条1丁目1番1号

3 業務内容

(1) 当該設備の調査・検討に係る以下の業務

- 1) 既設井戸ポンプ設備の撤去及び再設置
- 2) 井戸孔内カメラ調査
- 3) 調査に基づいた報告書の作成及び修繕内容検討

4 業務量

(1) 井戸調査・検討業務 一式

5 提出書類

(1) 業務履行前までに

- | | | |
|--------------|----|-------------------------|
| ア 業務代理人指定通知書 | 1部 | } 2枚割印
(労働基準監督署印は不要) |
| イ 業務代理人経歴書 | 1部 | |

所定の様式があるので業務主任と打合せること。

(2) 完了時

- | | |
|----------|----|
| ア 完了届 | 1部 |
| イ 各種報告書等 | 1部 |

所定の様式があるので業務主任と打合せること。

(3) 随時

- | |
|-------------------|
| ア 業務工程表 |
| イ 作業計画書 |
| ウ 業務日報 |
| エ 業務写真 |
| オ 打合せ議事録 (必要に応じて) |
| カ 業務体制表 |

キ 資格者名簿

ク その他

業務主任の指示により提出する。様式は業務主任と打合せること。

6 契約金額の支払い

- (1) 総価契約の一括払いとし、業務完了後に検査を実施し、合格の場合には全額請求することができる。

7 業務従事者等の配置及び職務

- (1) 委託者は、業務担当職員（業務主任）を定め、受託者に書面で通知するものとする。また、その内容を変更したときも同様とする。業務担当職員は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとする。受託者は、委託者から業務の履行に関する改善措置等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。
- (2) 受託者は、業務代理人を定め、その経歴を添えて書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしておかなければならない。

8 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と

9 留意事項

- (1) 現場調査期間は、11月下旬から12月中旬までの5日程度を目安とするが、調査による機器の停止期間は必要最小限になるよう工程表を作成し、承諾を受けた後に実施すること。
- (2) 業務の実施にあたっては従業員の事故防止に十分注意するとともに事故に対する一切の責任を負うこと。
- (3) 業務に支障がある故障、事故等が発生した場合には、応急措置、緊急対応を行い、速や

かに状況を業務主任に報告すること。

- (4) 洗浄用水及び電源は施設内の物を使用可能とする。
- (5) 業務に使用する工具及び消耗品は受託者の負担とする。
- (6) 業務履行に必要な場所へ無断で立ち入ってはならない。
- (7) 本市の施設・設備を使用する場合は業務主任の承諾を得て使用すること。
- (8) 「酸素欠乏危険作業主任者」を配置し、作業前に測定した酸素・硫化水素・可燃性ガスの濃度等の記録を保存すること。また、必要に応じ、業務主任へ提出すること。
- (9) 既設井戸ポンプ設備撤去に伴う、離線・結線は本業務には含まない。
- (10) 既設井戸ポンプ設備再設置後は、揚水試験を行い、問題なく揚水されることを確認すること。
- (11) 本仕様書に明記されていない事項については委託者との協議による。